

○津幡町駅前広場条例施行規則

平成12年3月17日

規則第21号

改正 平成26年6月23日規則第13号

平成27年6月11日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、津幡町駅前広場条例（平成12年津幡町条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可)

第2条 条例第4条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号、第3号及び第4号の規定によるもの 津幡町駅前広場使用許可申請書（様式第1号）

(2) 条例第4条第1項第2号の規定によるもの 津幡町駅前駐車場月極使用許可申請書（様式第2号）及び申請者の通勤又は通学用定期乗車券等の鉄道利用がわかるもの

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、次に掲げる許可書（以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、同項第2号の許可については、当該許可書とともに定期駐車券を交付する。

(1) 前項第1号の申請について許可する場合 津幡町駅前広場使用許可書（様式第3号）

(2) 前項第2号の申請について許可する場合 津幡町駅前駐車場月極使用許可書（様式第4号）

(供用時間)

第3条 駅前広場内の施設の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。

(使用許可の変更等)

第4条 条例第4条の規定による許可を受けた者が使用許可事項の変更又はその使用許可の取消しを求めるときは、津幡町駅前広場使用許可変更（取消）申請書（様式第5号）に許可書及び条例第4条第1項第2号の規定による許可を受けた者（以下「月極使用者」という。）については定期駐車券を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請により使用許可事項の変更を許可したときは、津幡町駅前広場使用許可変更許可書（様式第6号）により通知するものとする。

（使用許可の取消しの通知）

第5条 町長は、条例第5条の規定により使用の許可を取り消すときは、津幡町駅前広場使用許可取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（使用の期間）

第6条 第2条第2項第2号の規定により許可を受けた月極使用の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（定期駐車券の返納）

第7条 月極使用者は、許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに町長に定期駐車券を返納しなければならない。

（駐車場の使用）

第8条 津幡駅前駐車場を一時使用しようとする者は、入場しようとする際に発券機から駐車券の交付を受け、出場しようとする際に当該駐車券を料金精算機に挿入し精算しなければならない。

2 月極使用者は、入場しようとする際は発券機に、出場しようとする際は料金精算機にそれぞれ定期駐車券を挿入しなければならない。

（駐車券の紛失等）

第9条 利用者は、駐車場整理券を紛失したとき又は毀損し、若しくは汚損し駐車時間を確認し難いときは、駐車時間を申告し、その駐車料金を納付しなければならない。

（定期駐車券の再交付手続）

第10条 月極使用者は、定期駐車券を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、定期駐車券再交付申請書（様式第8号）を町長に提出し、定期駐車券の再交付を受けなければならない。この場合において、定期駐車券の再交付に要する費用は、月極使用者が負担するものとする。

（使用料の納付方法）

第11条 条例第8条第1項に規定する使用料の納付方法は、次のとおりとする。

(1) 津幡駅前駐車場の使用者（月極使用者を除く。）は、出場する際、料金精算機が表示している金額を料金精算機に投入して使用料を納付するものとする。

(2) 津幡駅前駐車場の月極使用者、タクシー駐車場及びその他の施設の使用者は、別に町長が発行する納入通知書により使用料を納付するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 津幡駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年津幡町規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成26年6月23日規則第13号）

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年6月11日規則第18号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。